

Ⅲ 昭和前期の三輪

一、昭和初期の三輪（昭和元年～12年）

1 ゴルフ場を建設

松茸山をゴ
ルフ場に
住民の柴刈り場であった上野カ原に、大きな転機がやってきました。六甲山の神戸ゴルフ倶楽部で支配人をしていた佐藤満は、昭和三年ごろから兵庫県下でゴルフ場の建設候補地を捜していました。播州加古川方面

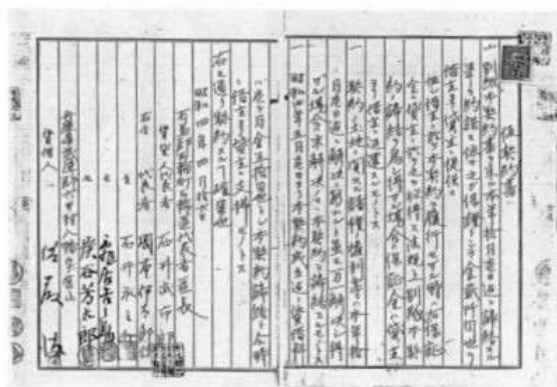
や有馬郡内等で適地がないか見て回り、ついに三輪町上野カ原の丘陵地を見て、

「この広さといい、このなだらかな土地はゴルフ場の適地である」

として、自分がめざすゴルフ場の第一候補地としてあげ、地元関係者と折衝に入りました。佐藤は英国人からゴルフの基本を学び、「将来ゴルフが必ず健全な紳士のスポーツとして発展普及する」との確信をもっていました。さっそく土地所有の代表者である三輪区长宅を訪れ、ゴルフ場の建設計画を説明し、協力を求めました。

現在、関西には三百五十カ所、兵庫県下だけでも百五十カ所のゴルフ場がありますが、当時、近畿地方には六甲など五カ所しかゴルフ場がなかったころです。この頃、ゴルフは金持ちのスポーツという認識が強く、三輪区民のゴルフについての知識も理解も非常に少ない時代で、面識のない人から突然依頼があったので驚きました。

当時この原野から、年間二十円程度の松茸の収入がありました。その赤松林を切り倒し、あとに芝生を植えるというのですから、地元でも賛成する人と、真っ向から反対する人に分かれました。とくに反対の理由は



賃貸借の仮契約書

「将来性もわからないゴルフ場に先祖伝来の土地を貸すことはできない」というものでした。しかし、当時の三輪区の役員たちは六甲ゴルフ場を視察するなどゴルフについて研究し、将来性を見越して、貸す方が良策と判断して佐藤に貸すことを決断しました。

一方、成谷区の場合は、単に区有の土地を貸すだけではありませんでした。コース予定地のなかに個人の田地が存在したため、農作業中にゴルフの球が頭の上を飛び越える危険性があったので、了解がとれず、非常に難航しました。佐藤は何回も関係者の宅を訪れ、説得につとめました。佐藤の人柄や誠意が次第に地元の人たちに伝わり、理解を示すようになりました。

昭和四年四月に次の仮契約書を交わしました。

「本契約書ヲ来ル本年十月一日迄ニ締結スル事ヲ約諾ス。依テ之ガ保証トシテ金二千円也ヲ借主ヨリ貸主ニ提供ス。(中略)昭和四年五月一日ヨリ本契約成立迄ノ賃借料ハ一カ月金五十円也トシ本契約締結ト同時ニ借主ヨリ貸主ニ支払ウ 右之通り契約スル事確實也 昭和四年四月十六日 三輪区代表者 区長、石井武市郎、賃貸人代表者、岡本伊太郎、石井永之助、亀居吉之助、炭谷芳太郎 武庫郡六甲村八幡字宮山、賃借人、佐藤満 立会人、浮田市太郎」とあり、関係者がそれぞれが署名捺印をしています。

松林を伐採しゴルフ場の造成を始めたところ、下流で河川が氾濫し、それにとまなう井堰の決壊等があり、周辺地区の治水問題でもめました。一時、佐藤と地元との話がかさず、傷害事件寸前のところまでいきましたが、佐藤は倶楽部ハウス前の溜め池を改修するなど誠意を示して、危機を脱しました。そのほかこの原野の一部で養豚場を経営していた勝部竹松という人と、地上



開場当初のコースの水彩画

権の有無で裁判となるなど、佐藤ら関係者は開場に至るまでには随分苦勞したそうです。

有馬ゴルフ倶楽部 として昭和五年にやっと九ホールが完成。「有馬ゴルフ倶楽部」と命名し、北六甲で初めてのゴルフ場が倶楽部の開場 ー プンしました。関西では六甲、宝塚、茨木、鳴尾、垂水について六番目の開場でした。四月六日に当時

三菱造船所長の徳大寺則磨男爵を迎えて開場式をおこなっています。当初の会員は約七十名、入会金は百円、キャディフイがワンラウンドで五十銭だったそうです。キャディは地元の男性四、五人ほどでした。

当初、三輪区有地四十二町歩の一年間の借地料は一千円。また三輪区では、佐藤から保証金として有価証券額面一万円を預かるなど慎重なスタートでした。成谷地区も一月に二町六反を六十円で契約を結んでいます。

翌年三月十七日に株式会社「有馬ゴルフ倶楽部」を創立、代表取締役佐藤満が就任、経営一切を委託するという決議をしています。会社の資本金は三万円、株主は佐藤を含め百五十一名、持ち株は佐藤が半数、残りを百五十人の会員が持ちました。初めてのコンベティションは五年十二月七日に開かれ、参加者は三十五名でした。六年八月中旬に残りの九ホールが完成し、十八ホールがそろいました。

浴場は五右 当初のフェアウェイは芝芽がそろわず、ところどころに笹が生えており、衛門風呂 その上にボールを乗せてプレーするような状態でした。着物を着たキャ

ディもいて、現在のように前もって予約するとか、スタート前に時間待ちをするとかいうことはなく、ゴルフ場に行くと、いつでも自由にプレーできました。風呂は家庭用の普通の五衛門風呂で、二人しか入れない状態で、現在のバスルームと比較すると隔世の感があります。その他、現在と少し変わった点では、倶楽部ハウスの二階にロツジがあり、泊まり賃が五十銭で、夏は朝早くからプレーでき、ほかの倶楽部にはな



戦前の倶楽部ハウス

いような雰囲気がありました。

発足当初、会員になってもゴルフに対する知識がなく、佐藤がクラブの握り方からルール、楽しみ方などにいたるまで指導したそうです。七年三月に倶楽部ハウスも増築し、次第に施設も整ってきました。

この頃、ほかのゴルフ場では、英国風の紳士スタイルで、食堂に行くには、いったん着替えてネクタイを締めて上着を着なければ入れませんでした。しかし、佐藤は肩肘張ったゴルフよりも庶民に親しまれる大衆ゴルフをめざしていました。このためスポーツ着のまま倶楽部ハウスの食堂に行き、茶漬けに味噌汁という純日本風のゴルフを定着させました。佐藤はわが国でゴルフの大衆化をすすめた先駆者であり、功績者であったといえます。

入会地を契
約で貸与

このような経緯を経て、住民の入会の対象地であった大道ヶ平の原野は、大部分がゴルフ場になりました。これは入会山として利用するより、ゴルフ場に貸与する方が収入が増え、区の維持管理にも利便となるとの意見が強かったのでしょう。ゴルフ場にならなかつた残りの土地も、白土採取場等に利用されるようになりました。このとき以降、村民が原野に入つて草木を伐刈すること等は行われなくなりました。

三輪村(区)での入会地の利用形態は、入会権者である区民一人ひとりの入会を早くから廃止し、権利者集団である三輪村(区)が直接原野を支配する、いわゆる団体直轄の利用形態をとるようになりました。しかもその形態は、区内の代表者と契約して入会山の利用を認め、その代わりに収入を得て、共同利益行為あるいは、村の維持管理に支出する契約利用形態をとるようになっていきます。入会山全山を特定の企業に賃貸借することによって、入会権者である三輪村(区)、その後身である三輪財産区は、地代を得る地主的地位に置かれるようになっていきました。

川除に補償金

昭和五年、このゴルフ場の建設を契機に、灌漑用水をめぐって、三輪と隣接する川除との間に紛争が生じました。川除村は、昔から大道ガ原の一部の下草を刈る慣行がありました。それを示す資料として、大正十年の「公有林野整理統一資料」に対する回答案文が残っています。その中に、大道ガ原原野のうち、

「三町歩樹間ニ生ズル草ハ、大字川除住民ガ刈取ル慣行アリ」

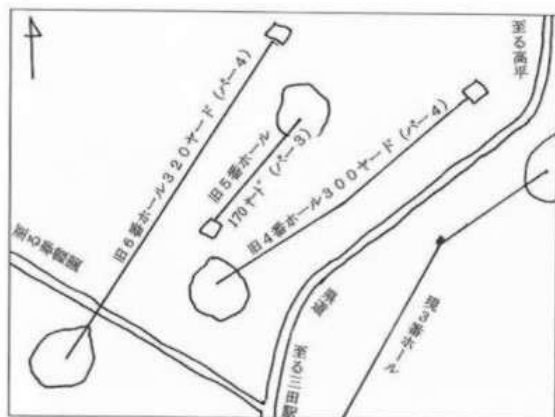
との記述があります。川除から見ますと、いわゆる他村持地入会です。この紛争が長引き、事態を重視した三輪町長が斡旋調停に乗り出しました。その結果、両区の間で次の協定書が交わされています。その一項に

「三輪区有、上野山林ノ内、川除区ガ下草採取権ノ有無ハ以後互ニ是レヲ論ジルコトハナク、無関係トシ、三輪区ハ毎年九十五円ヲ川除区ニ交付スルコト」。(昭和六年六月六日、三輪町長、田畑市次「三輪川除区紛争問題解決願末書」)。

というものです。ゴルフ場への賃貸借によって、川除区の人たちの下草刈り取りが、不可能になった代償として、昭和六年を境として、三輪区から毎年九十五円、補償金が川除区に支払われることになりました。この協定に基づき、現在ではその額に一万円を上乗せして、川除区に一万九十五円が支払われています。

会員も次 昭和十年代になると、ゴルフ倶楽部の入会金も三百円になり、第に増加 会員数も百八十六名に増えました。その頃のビジターフィは平

日と土曜日が二円、日曜日は五円になっていました。コースは一八ホール、五〇〇ヤード、バー六六でした。この頃のコースは大原区の原野にもまたがっていて、三番ホールを終わると、県道を渡って現在の小児センターから県立養護学校付近にも三ホールありました。ゴルフ場の中を路線バス



三田ゴルフ場コース見取図
(県道西の部分)

が通るといふ状態でした。

ゴルフ場の経営も次第に安定してきたときでもあり、十一年二月、当時としては画期的な拡張計画が持ち上がりました。それは隣接の大原の十二万坪を借り入れ、新たに一八ホールを設けようというものです。そして倶楽部債を総額で一万五千円公募しましたが、二千円程度しか集まらなかったのと、時局が日中戦争突入前でもあり、実現するまでには至りませんでした。

昭和十一年に関西ゴルフ連盟に加盟し、公認のゴルフ場としてスタートしました。これは比較的フラットななかに池越え、谷越えなど変化に富んだコースで、自然を生かした手造りの良さが認められたようです。倶楽部の雰囲気は家族的で地理的に阪神間に近く、南に六甲連山、北に有馬富士、多紀連山の豊かな眺望も評判になり、以前に増して阪神間のゴルフファークラ親しまれるようになりました。

2 三輪神社

本殿改修と正遷宮の費用 昭和三年の正遷宮を前にして三輪神社の本殿移転補修、幣殿新築及び拝殿を補修する大工事が行われまし

た。この工事業の総額は一万円にのぼり、このうち三輪区の負担額は五千円でした。区有文書に「神社改修費集金簿（第一回分）三輪区」があります。それによると、費用の捻出方法は、三輪区の負担分を五回に分け、一回の千円を区内の戸数で割り、一戸当たりの金額五円五十六銭を割り出しています。それを上野組、西区郷、大井元組、居込組、縄手組など十四組で等級率を掛けた額を集金しました。同年一月現在の区内の戸数は百八十戸でした。

この等級率は町内会費をはじめ、町内のあらゆる集金に対しても基準になっていました。区内の最有力者三戸で三十六戸分にあたる額を負担しています。つまりこれらの家では、一戸平均額の五円五十六銭の十二倍にあたる六十六・七十二円を拠出し、三戸で二百円余を負担したことになります。一番少ないところは〇・一戸分（五十六銭）の負担でした。

また、この正遷宮の「三輪区 入費明細書」によると、支出総額は九百三十六円九十五銭で、その内訳は

▽礼金 一四七円（二輪加指導者）

▽余興費 二八五円九八銭

内訳 一七七円〇六銭（二輪加の稽古開始から正遷宮終わるまでの間の飲食費）

一四円五七銭（稽古中の茶菓子） 六一円六九銭（二輪加の小道具、カズラ借り賃）

一五円五〇銭（糺搗、囃子方札） 五円一六銭（稽古場公会堂電灯代）

一二円（ピラと版木代）

▽屋台費 一四七円四〇銭

内訳 二七円九三銭（材木代金）

三四円三〇銭（車借り賃） 一二円六三銭五厘（提灯及び幕）

二二円三八銭五厘（造花及び原料） 一三円六五銭（上敷き、縄等）

▽餅搗費 一二七円一八銭

内訳 三八円二七銭（餅搗二日間食費）

一一円（飾り、御座） 一〇円四八銭（桶、杓）

一三円三三銭（服装、手拭い、布、半紙） 八五円四〇銭（餅米一石六斗と取粉）

一八円（祝儀、車、宿の礼）

▽献上品 六一円五〇銭（神社）

内訳 六〇円（献上品） 一円五〇銭（社務所までの運賃）

▽浴衣代 一四九円三五銭（二〇三反）

▽手拭代 九円五四銭（二〇六筋）

▽損金 九円（唐地切込、砂持ち用品損失）

収入面については次の百十八円二十四銭だけで、総額の記載がなく、その他の費用は、神社改修費の中に含まれていたのか、それとも別途区民から集めたものかは不明です。

引き金 三五円一四銭（屋台、餅搗用品売却代金）

餅寄付金 八三円一〇銭（各戸寄付金及び日当）

餅白米五斗一升（各戸寄付）

三輪神社の 昭和三年に三輪の町制施行をきっかけに、この年に三輪神社から内務省に「神社昇格願」を提出しています。昇格願い 社寺を担当していた県学務部を通じての申請で、それまでの「村社」から「郷社」に昇格させてほしいというものです。

これを受けて同年十一月二十八日付けで、兵庫県学務部長名から三輪町長宛に「村社三輪神社昇格の件照会」の文書が届いています。それには「営繕または基本財産等造成の場合、崇敬者より費用の負担したことがあるか、またその事実を記す資料の原本を提出するように」と

と照会がありました。これに対して三輪神社では昭和四年三月に次の通り内務省に提出しています。

本神社では社殿等の営繕があつた場合、氏子だけでなく崇敬者からも寄付があり、最近の工事では次の年に営繕費用を負担してもらっています。

一、明治二十一年一月、拝殿建て替え工事 一、明治二十二年四月、新築祭礼の際

一、明治二十五年、屋根葺き替えの際 一、明治三十三年四月、神社新築（本殿屋根換え、模様替え）工事の際

一、明治三十五年、幣殿、拝殿改築の際、 一、昭和三年五月、幣殿新築、及び本殿、拝殿模様替え工事の際、

とし、また、各資料の寄付簿、原本別冊、崇敬者の町村別戸数調査を提示しています。

氏子は三輪区二百十八戸、三田町（一、二番区）百三戸。崇敬者は三輪町（三輪区外）四百五十二戸、三田町三百八十戸、



神社昇格指令書

小野村百二十戸、貴志村三十戸、道場村二十戸など合計千戸の名簿を提出しています。

これらの資料等を審査の結果、昇格が認められ、昭和五年一月十六日に内務大臣、安達謙蔵名で

「村社三輪神社（兵庫県有馬郡三輪町大字三輪鎮座）右郷社に列す」

という昇格指令書が届いています。これによって同年三月十七日付けで、杉本好穂社掌は「兵庫県有馬郡三輪町三輪郷社 三輪神社社司に補す

七級俸給与」の辞令を受けました。

山車運行損 昭和初期まで三輪神社の秋祭り（227頁参照）には、御輿一基、ふとん太鼓三基、曳き壇尻一基が氏子の町内害の申合 を巡幸していました。ときには狭い道路を通って民家の軒先と接触したり、景気づけの飲酒で喧嘩をす

ることもありました。それらに対して赤鬼と青鬼に扮した人が見物客を整理して睨みを利かせていました。

昭和五年、秋祭りの宮入みやいりをしたとき、新町の太鼓が地家と町との太鼓に挟まれて、けが人が出、新町の太鼓の柱が二本傷つきました。このとき関係者は三田警察に出頭して事情を聞かれたそうです。このことがあって以来、翌六年から新町の太鼓は秋祭りに参加しなくなり、町内の一乗寺廃寺に納めたままになりました。

次の申し合わせは、この事故をふまえて行われたものとみられます。太鼓や壇尻が運行していて事故が起きた場合は、それぞれで責任を持って対処することを申し合わせ、関係区長が署名捺印しています。

吾々各区は三輪神社の御祭典に際し、古来の慣例その他、臨時に山車を引き回すに当たり、他に損傷を及ぼすことを未然に防止せんがため、左記事項をそれぞれ尊重して、これが責任を全うせんことを確約す。

一、各区長は自己の区に属する山車については常にその責任を重んじ、団体または個人を問わず、その他、他人に損傷を加えたるときは、被害区の区長はその損害額を見積もり、加害区の区長に復旧若しくは全額を以て弁償を求むるものとし、加

害区の区長は責任を以て速やかにこれが弁償をなすこと。

一、この契約は後來に存続するものなるが故に、各区の区長はこれを継承す。よつて後日の間違いを防止するため、各関係区長、左に署名捺印す。

昭和六年七月七日 三輪区長・亀居吉之助、成谷区長・大前広次、二番区長・鍛冶定吉、一番区長・桶谷賢次郎

境内樹木 十一年十二月、大原萬四郎三輪町長から三輪区長と氏子総代に宛てて

の保護

「神社の樹木は、神社の神威を保持し、氏子の崇敬心を振るい起す上で欠くことができないものです。ところが最近、各地で神社境内の樹木が枯れたといつて、伐採許可を出願する向きが多くなつてきました。県学務部長から「神社境内付近の樹木の愛育について一層ご留意されたい」と通知がきています。その注意事項には

① 樹木周囲の土地を踏み固めることをさけて、根部の衰弱を防止すること

② 凹地においては排水に注意し、衰弱の樹木はもちろん、老木に対しても施肥等を行い、精力の回復をはかること

③ 害虫の浸入に注意し、被害が発生したときには初期に駆除するよう努力すること

④ 必要に応じて囲い柵を設け、もし枝が枯れた場合は、速やかに樹枝の裁断除去、あるいは防腐消毒をすること。

ところが、十五年一月に三輪神社境内東側の旧道に近いで、高さ約十尺、直径四十センチから三十センチほどの杉の木二本が倒れかけ、伐採の必要に迫られました。このため、三輪神社の杉本峻一社司と氏子総代三名連署で、坂千秋、兵庫県知事宛に「障害木伐採許可願」を文書で申請しました。

伐採の理由は「民家に接近して生えている樹木の根元の土壌が崩れたために傾き、民家の上に倒れそうになっています。民家からは至急に伐採を求められましたが、当方では「社有の樹木は伐採できない」と説明し、針金などで引つ張るなど手段を講じてきました。しかし、その木が倒れると、家屋の生命財産に危害を及ぼしますので、この際、至急に樹木を伐採する必要がありますので、早急に許可してほしい」

というものです。これに対して、許可書が届いたのは四カ月後の五月でした。

また、同四月には同神社の社殿東七げのところの檜が一本枯れ、「枯損木伐採許可願」を県知事宛に提出しています。この木は高さ七・二尺、直径五十センチで、今度は一カ月後に三輪町役場経由で許可書が届いています。処分の方法は十五円で売却し、神社基本金として積み立てました。当時、神社の木を一本切るのも県の許可が必要で、手続きも大変でした。

神社財産 神社に預金や証券等があり、銀行に保管委託している場合は、内務省の神社財産登録及び管理並びに会計に関する管理 する省令によって、認可を受けなければなりません。

十一年十二月に兵庫県下の三十八銀行、五十六銀行、姫路銀行、神戸岡崎銀行、西宮銀行、灘商業銀行、高砂銀行の七銀行が合併して神戸銀行となりました。このときは、合併によるものなので、今回そのまま引き続いて預金、委託をする場合は、認可の手続きをする必要もないということでした。

菊の御紋章 十二年五月に三輪町長から藪内嘉十郎区長宛に
使用調査 「このたびその筋より区内の神社（社殿、鳥居、灯笼、賽銭箱）で菊御紋章を使用しているものがあるかどうか。該当するものがあれば、使用位置の図面、紋章の大きさ、写真、使用許可書があれば、その写しを添えて報告するように」という連絡がありました。これは国家神道の象徴である、菊の紋章の乱用を防止するために調査をしたものか、それとも皇室ゆかりの神社を調査する目的で依頼があったのかは不明です。

神社の刀剣 十四年三月に三輪町長、前中惣三郎から三輪神社に「陸海軍省協賛のもとに財団法人借行社、水交社、軍人供出要請 会館三団体の提唱による「軍刀報国」協力運動が展開されました。神社で所蔵している刀剣の取り扱いについても、その筋よりの通達があり、次の由緒等にかかるものを除いて協力するように」

イ、祭神に直接関係あるもの

ロ、殿内に奉安する神宝類

ハ、皇室のご寄進にかかるもの

ニ、公卿、武家、領主等神社の由緒に関係する向きより寄進したもの

この通知を受けて三輪神社から刀剣を寄進したかどうか記録は残っていません。

3 町の模様

郡内一の最 区有文書に「参考書類 三輪第一部消防組」があります。昭和八年から九年にかけての書類が綴られています。新ポンプ す。そのなかの「三輪町消防組第一施設表彰具申書」（昭和九年六月提出）に、三輪消防組の沿革が書かれており、昭和初期の様子がよくわかります。それによると

昭和二年四月より従来の私設消防組が公設認可を受け、改めて三輪町消防組第一部というようになりました。同日組頭の鍛冶栄次郎が退職し、前中惣三郎が組頭に任命され、また同日第一部長に宮原嘉介が推薦されました。第一部消防組の範囲は三輪区、高次区、縄手区、溝北区で、昭和九年現在の区域内世帯数は二百三十五戸、人口千百七十人でした。

組織としては三輪町に消防組が八部ありましたが、第一部の構成は、組頭一名、副組頭一名、部長一名、小頭二名、消防手三十五名、計四十名で編成されていました。部員はそれぞれ唧筒係、標識係、信号係、機関係、給水係、火先係、連絡係、救護係、給与係に分かれて仕事を分担していました。消防組員の職種をみると、商業十六人、農業十一人、工業十一人、公

務員一人という構成でした。

予算は町役場と関係区からの拠出金、および寄付金によっていました。当時の手当は、組頭が年間二十円、副組頭が十円、部長、小頭が三円三十銭、消防手が一円。消防の会計は、区長と町の消防給与係がでしてました。

三輪消防組のガンソリン消防ポンプは、当時、郡内一の最新鋭の自動消防ポンプ機で、四気筒、十八馬力で、昭和三年四月の御大典を記念して



小頭のハッピ

大阪の森田製作所から二千百円で購入したものです。このときの保険証書があります。

「森田式自動消防唧筒機 保険有効期間満五年を保証す 森田製作所（大阪港区） 三輪町消防組第一部御中」

当時消防演習（訓練）は毎月ごとに各部で行い、唧筒の手入れをし、また年二回以上、三輪町消防組全体で連合演習をしていました。毎年末には夜警をし、年二回は管内を巡視して、火の点検をしたり、防火祈禱札を各戸に配布して防火宣伝をしました。このほか火災の際だけでなく、大洪水のときには舟で浸水家屋に飲食物の配布をし、あるいは避難者の救助、通行人の安全を図り、流されようとしていた人を再三救助しました。

昭和三年十二月に三輪七五六番地に四百七十五円で、鉄骨製の警鐘台（十五ど）を新設しています。

新しい消防ポンプの購入によって、これまで使っていた腕用唧筒一台は、昭和六年一月に消防教育のため、三輪小学校に移設し、高等科生たちで少年消防隊を組織しました。

警鐘の信号

ころの消防組員の信条は

一、消防組員は義勇奉公を以て本分とし、一朝事あるときには率先して、難に赴く気概を養うべし

一、消防組員は一致協力を以て、責務を全うし、いやしくも和を紊れるが如きことあるべからず

一、消防組員は常に言行を謹み自ら郷党の中堅を以て任じ、消防組員たるの体面を汚す所為あるべからず

当時の備品は、十八馬力のガソリン唧筒、吸水管四本、放水管十本、筒先二本、鳶七丁、長鳶二丁、本部提灯、本部旗、斧、担架、船一艘で、器具倉庫は現在の三輪会館の玄関付近にありました。

また、火災や水害が発生したときには区民に素早くその状況を伝える必要があります。火災等の情報の伝達は、信号係員が半鐘を次のように鳴らして知らせていました。

①消火区域外の火災で、近接町村のとき（二点）



②消防区域内火災のとき



③応援を要するとき

(三点)



④鎮火のとき

(斑点)



⑤水害その他の災害で招集を要するとき (乱点)



このうち第一号、第二号の場合は、その場所、または方位を大きな声で連呼し、第三号、五号の信号は警察官の指揮を受けなければなりません。

三輪区矯

昭和六年頃、三輪区に「矯風会」という組織がありました。

風会規約

冠婚葬祭については虚礼、虚飾を廃し、節約を旨とし、時間を厳守するため、一月に「矯風会会則」を設け、

次の事項を実行するよう呼びかけています。

一、誕生、正月はじめ、節句はじめ等の祝儀、賀宴を廃止する

二、婚礼は祝物、披露等を廃すること、門先で土産等の授受をしないこと

三、葬儀は哀悼の意を表することを旨とし、供花放鳥等の贈答授受をしないこと

イ、会葬者は一切喪家で飲食しないこと

ロ、葬儀当日の食事は総て一汁三菜を越えないこと

ハ、喪家は当日菓子あるいはこれに類する物品を会葬者に配布しないこと

ニ、御辛度振、逮夜、初盆の際は供物を廃止すること

ホ、葬儀の際喪家は出棺の時刻を確実に励行すること

四、公私を問わず参会を要するときはその予定時間に参会し、遅刻しないこと

五、陸海軍人退営帰郷の際土産物の授受をしないこと

青年会

大正から昭和三十年頃まで青年会の活動は活発に行われていました。三輪神社の祭りには「祭礼講」(地家)が祭礼を、「神楽講」(町)が神楽を奉納するなど役割を分担していました。その後これらを一本にまとめて

青年会が祭りの行列関係、太鼓の運行から神楽の奉納など神事以外の協賛行事は総て仕切るようになり、三輪青年会の行動力は区の内外からも一目置かれていました。青年会員は十五歳から二十五歳までの男子が対象で、各戸に対象者がいると必ず入会することになっていました。入り婿や転入の場合には、年齢が二十五歳以上の人でも、三年衆と云って、一度青年会に入らないと、区のつき合いはしてもらえなかったということです。

これら以外にも活発な活動をしていたことを示す区有文書があります。昭和二年四月に三輪青年会代表六名が三輪区長に次の陳情をしています。

▽青年会員の修養のため文庫を設置する―費用五十円

▽体育養成を図るため銃剣部を設置する―費用百六十円（置、柔道着、撃剣具）

▽娯楽機関の設置―会員の趣味により適宜購入する―費用二十円

▽掲示板設置の件―費用五円

以上二百三十七円 右今般三輪青年会が事業を実施するについて必要としますので、応分の補助をお願いします。

三輪青年学校

昭和五年二月、三輪町内の名誉職と在郷軍人会役員、各種教化団体の幹部ら町内の有志で、三輪青年訓練所が組織されました。これはこの頃の軍縮会議でわが国の兵力が削減され、国防力の低下を防止するため、

三輪尋常高等小学校内に併設されたものです。そして十六歳から二十歳の男子に対して入営前に軍需教育が行われました。運営の責任者は小学校長が兼務し、指導者は小学校の教員や在郷軍人会の人たちが当たりました。カーキ色の制服に制帽、ゲートルを着用し、疑似銃剣や背囊（はいのう）等を備え、訓練事項は修身、公民科、教練、普通学科、職業科で、学費は原則として無料でした。

区有文書によると、六年二月現在、三輪青年訓練所の生徒数は三輪町内の各区から三輪三名、川除二名、大原五名、桑原四名、高次二名、駅前一名、新地一名、下田中一名の計十九名が在籍していました。

その後、青年訓練所と実業補修学校を併せて青年学校が設けられました。生徒は働きながら学ぶので、一般の学校と比較



国民学校（右）と青年学校（左）の校門

また、昭和五年六月、仲畑幸一桑原区と藪内嘉十郎三輪区との間で、武庫川からの用水について次の覚書が交わされています。

「本年四月一日河川法準用せらるるに当たり、貴区内字片浮十番地先において早魃の際、揚水機存置願提出せしも、大正十三年七月二十七日付けの覚え書きの主旨を遵守致すべく候也」

これに対して三輪区では次のような承諾書を送っています。

「貴部落から申越の武庫川通称石箱より灌漑水揚水の件、大正十三年七月付け覚書に基づき承諾候也」

三輪郵便 昭和十二年五月に三輪郵便局が開局しました。初代の局長は、駅前で肥料店を営み、三輪町助役を勤めた西村局が開局 嘉重郎で、局員は事務員二人と計三人でした。局舎は御旅所前の現在のとおりと同じ場所で、二軒続きになっ

すると出席時間についてはゆるやかでした。

近隣区と 昭和七年四月、大井元の飲料水のこと、大涯池音太郎溝北区長との覚書 亀居吉之助三輪区長の間で覚書を取り交わしています。

一、今般双方協議の上、貴区と当区で大井元飲料水汲み取りについて、左記各項を履行確守いたします。

一、当区は貴区所有の大井元飲料水を永遠に汲み取り得る

一、当区は貴区に対し飲料水汲み取り料として、一カ年金一円を毎年十二月二十日に当区長の手元へ持参納付する。ただし汲み取り戸数の増加の場合は改めて協議する

一、もし千天で井戸水に不足を生じて、汲み取りの中止を命じられたときにも、

当区は異議を述べません

右、後日確証のため差し入れます

ていました。

このうち北側は隈元豆腐店で、いまは高次方面へ行く道路になっています。局舎になった家屋は以前は吉政という料理店でしたが、店を閉めて空き家になっていました。この場所は三輪町役場、国鉄三田駅にも近くて三輪本通りに面していましたので、この地を局舎に決め、当初は借り受けて改修し、開局したものです。

開業時の業務は、郵便、為替、貯金、保険事務で、十五年二月に電信、電話の受付を開始し、翌年一月に三等郵便局だったのが特定郵便局となりました。

戦後土地建物を買収、三十一年四月には二代局長上中正会が就任。三十九年に木造二階建て六十二平方メートルに建て替えました。五十年五月には郵便料金計器別納取り扱いを開始。五十五年には為替貯金窓口の端末機を配備しています。五十七



二軒続きのうち左側の家が取り壊されて高次方面へ行く道になっています



三輪郵便局の開局

年四月、三代局長上中晴雄が就任した頃から、ニュータウンに郵便局ができるまでの間、市内の特定局では利用者がもっとも多い局となりました。

その後も利用者も増加し、局舎が狭くなったため、平成二年九月に改築し、鉄筋二階建て百三十七平方メートルの本格的な局舎に生まれ変わりました。このとき利用者の便宜を図るため、郵便貯金自動預払い機（ＡＴＭ）を導入しています。